

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について
(令和2年4月9日開催)

1 委員

- ◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みずほ総合研究所 経済調査部長
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授
(◎は会長)

2 議事

外出自粛の要請の実効性を高めるため、施設の使用制限・催物の開催の制限等や休業の協力要請を実施することについて

3 審議会の意見等

外出自粛の要請の実効性を高めるため、施設の使用制限・催物の開催の制限等や休業の協力要請を実施することは適当である。

(猪口会長)

・医療崩壊を防ぐ抜本的な方法は患者数を減らすことであり、新型コロナウイルス感染症においては、人と人の接触を制限することによってのみ新たな感染者を少なくすることができる。患者の増大を止めるためには、人と人の接触を80%以上削減することが必要といわれているが、自主規制で不可能であったことは、これまでの経過より明らかである。よって施設の使用制限・催物の開催の制限等や休業の協力要請を実施することは必須であり、可及的速やかに、この週末に間に合うよう実施していただきたいと考える。

(太田委員)

・新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する措置については、外出自粛要請の実効性を高め、新型コロナウイルスの封じ込めを図るために、施設の使用制限ならびに催し物開催の制限等を行うことは極めて有効と考える。

施設利用制限を要請することによる短期的な経済への悪影響は小さくない。コロナ収束後の回復をしっかりとしたものとするためにも、既存の経済基盤を維持することは重要である。

その点において制限対象となりうる中小事業者への配慮は必要だが、一方で十分

な封じ込めができず、感染拡大の影響が長期化した場合のリスクも考慮する必要がある。封じ込めにてこずり悪影響が長期に及べば、企業の存続はもとより、そこで働く人たちの雇用の場も喪失してしまうことになり、経済が受けるダメージは計り知れない。

外出自粛要請に十分な効果が見込めないと判断される場合は、痛みを和らげる処置（手当て）をしっかりと講じながらも、速やかに施設使用制限等を実施すべきと考える。

（大曲委員）

・施設の使用制限・催物の開催の制限等や休業の協力要請を即刻実施すべきと考える。

（紙子委員）

・本措置によって直接に守られる社会の他者の生命、健康、そして医療体制を守るという目的は、これ以上の猶予を許さない。

他方、事業者の経済活動、文化芸術等の活動については、経済的損失を補う他の方法があり、直ちに存続し得なくなるものではない。本措置は、協力要請であって、特措法第45条2項に基づくものとは異なり、要請に応じない場合の指示や事業者名公表も予定されていない。また、罰則をもって強制するものでもない。このような措置の内容、効果等から見れば、反対利益である社会の多数人の生命、身体、安全、医療体制の保護という目的に鑑み、本措置は、生命身体への権利（生存権）を守るための、やむを得ず必要な制限として許されるものと考えられる。

（濱田委員）

・東京都では新型コロナウイルスの感染者数が2020年4月9日だけで180名を越えており、急速に増加している。このままでは医療体制の崩壊も起こる可能性がある。このため、早急に外出自粛要請などで蔓延防止を行うとともに、この実効性を高めるために、「施設の使用制限・催物の開催の制限等や休業の協力要請」を行うべきと考える。

政府の専門家会議の指摘では、蔓延防止のために外出自粛を従前の8割以上減らす必要があるとのことですが、それを成し遂げるには「施設の使用制限・催物の開催の制限等や休業の協力要請」が欠かせない対策と考える。